

OMIC Food Safety Newsletter No. 487 September 6, 2019

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

1. モニタリング検査の追加（違反による引上げまたは検査命令解除による引下げ：検査頻度 30%）
(2019年8月下旬)

通知	対象食品(含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
8/22	ベトナム産えび	フラゾリドン	引下げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000539406.pdf (基準値 不検出)

2. タイ産品の輸入違反事例 (2019年8月中旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
8/16	その他の農産加工品 (MIX COLOR TAPIOCA PEARL)	指定外添加物 (アズルビン 検出)	不検出	自主検査

★ RASFF マンスリーレポート

- EUにおけるタイ産食品の違反情報 (2019年8月下旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
8/21	デンマーク	タイ産コリアンダーの葉からクロルピリホスの検出 (1mg/kg - ppm)	Information for attention
8/23	デンマーク	タイ産マンゴーからクロルピリホスの検出 (0.015 mg/kg - ppm)	Information for attention
8/23	デンマーク	タイ産トウガラシから未承認物質トリシクラゾールの検出 (0.037 mg/kg - ppm)	Information for attention
8/23	デンマーク	タイ産カイランケールから未承認物質プロチオホスの検出 (10 mg/kg - ppm)	Information for attention
8/26	デンマーク	タイ産コリアンダーの根からクロルピリホスの検出 (0.017 mg/kg - ppm)	Information for attention
8/27	デンマーク	タイ産ツボクサ (<i>Centella asiatica</i>) からクロルピリホスの検出 (0.12 mg/kg - ppm)	Information for attention

★ 器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定について

厚生労働省では食品用器具及び容器包装の規制において、ポジティブリスト制度の導入が検討されています。現行では食品用器具・容器包装について、規格が定まっていない原材料の使用を原則認めた上で、使用を制限する物質を定めています。そのため、海外で使用が禁止されている物質であっても、規格基準を定めない限り、直ちに規制ができない状態となっています。本規格改正後は、食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性確保のため、原則規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全が担保されたもののみ使用できることとなります（まずは合成樹脂が対象）。規格改正後は、容器等製造事業者は原材料の確認や製品の規格基準への適合情報の提供、製造記録の保存等、GMPによる製造管理が求められます。また容器等販売事業者においても、食品製造・販売事業者（＝容器等使用者）に対し、ポジティブリスト適合性を確認できる情報を提供することが義務付けられます。

現在パブリックコメントの募集を行っており（締切り2019年9月7日）、改正後規格基準の告示は2019年12月、適用開始は2020年6月の予定となっています。詳細については下記URLをご参照ください。

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 488の発行は、9月20日とさせていただきます。